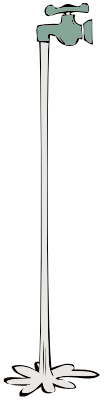


水を知ろう



水道施設見学会参加者募集

毎日何気なく使っている水道水が、どのようにしてご家庭まで届くのかご存知ですか。今回の見学会では、普段なかなか見ることのできない配水場や井戸などの施設を見学していただきます。

日時

11月17日(木)
午後1時30分～4時

集合場所・会場

道の駅しもつけ 研修室2

見学内容

・市内配水場、井戸の施設見学(市バス利用)、水に関するセミナー、水の飲み比べなど

参加費

無料

対象者

下野市内にお住まいの方

定員

20名

申込受付期間

10月11日(火)～31日(月)

申し込み・問い合わせ先

水道課 ☎(48)21221

※電話又はEメールで、氏名・住所・電話番号・年齢を明記してお申し込みください。

第17回県央浄化センター施設公開Day

地域住民はもとより広く県民に下水道への理解を深め、普及啓発を行うため県央浄化センター施設公開Dayを開催します。

日時

10月22日(土) 午前10時～11時30分

会場

県央浄化センター(上三川町多功1159)

主な催し物

下水道資料展示、下水道クイズ、水質試験にチャレンジ、中央監視室公開、ポップコーン配布(屋外)、輪投げ、ポップコーン配付以外は、屋内でのイベントとなります。

公共下水道及び農業集落排水施設に接続して快適な生活環境を

下水道の接続はお早めに

下水道が使える区域(処理区域)に住んでいる方は、できるだけ早く水洗トイレ・台所などからの家庭排水を下水道に接続するよう法令等で定められています。

処理区域内の各家庭がくみ取り式トイレや浄化槽のままだと、生活環境はよくなりません。まだ、下水道へ接続されていない方は、少しでも早く接続(工事)するようお願いいたします。

また、接続工事をするときは、必ず市で指定した「排水設備指定工事店」へお申し込みください。

下水道を使用される皆様へのお願い

良好な生活環境を守るため、次の点には注意して正しく使用してください。

- ・油や野菜くずなどを流さないでください。飲食店ではグリーストラップを設置してください。
- ・水洗トイレではトイレトーパー以外のものは流さないでください。

いってください。
・薬品、アルコール、ガソリン類を流さないでください。
●問い合わせ先
下水道課 ☎(48)21223

10月1日は「浄化槽の日」 浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施することが「浄化槽法」により定められています。浄化槽法の規定に違反すると処罰されることがあります。浄化槽が正しく機能するために、適正な維持管理をしましょう。

●保守点検を受けましょう

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整・消毒薬の補充等を4か月に1回以上実施しなければなりません。県の登録業者に委託してください。(処理方式や対象人員によって回数は異なります)

●清掃を行いましょう

浄化槽内に汚泥がたまると、臭いや水質悪化の原因になります。市で許可されている業者に委託してください。

●法定検査を受けましょう

保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。保守点検業者に委

託できます。
①使用開始後3～8か月以内に受ける水質検査
②年に1回の定期検査(保守点検や清掃が適正に行われているかを確認します)
業者による維持管理のほかに次のようなことに気を付けて、浄化槽と上手に付き合ひましょう。

- ◆トイレトーパー以外は流さない
- ◆浄化槽のマンホールの上に物を置かない
- ◆便器の清掃に塩酸などの劇薬を使わない
- ◆浄化槽のプロワの電源は切らない
- ◆油や調理くずなどは排水口へ流さない

◆不明な点は栃木県浄化槽協会 ☎028-633-1650
または、
市下水道課 ☎(48)21223
までお問い合わせください。



下水道の秘密を探しに行こう!

